

大谷學報

第七十五卷 第三号

平成八年一月三十一日発行

方便ということ……………三桐 慈海 (1)

——慧均の二智義によって——

近代における陰陽師のゆくえ……………木場 明志 (14)

顕真実教の明証……………一楽 真 (28)

大谷学会 春季公開講演会 講演要旨

親鸞における信仰主体の問題……………小野 蓮明 (40)

——法蔵菩薩の自証——

心身相関と間主観性……………木村 敏 (48)

彙 報……………(56)

”いのち“にかかわる大学生の
意識に関する研究……………瀬戸 進 (1)

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第七十五卷 第一号

『十住毘婆沙論』考……………小川 一乘

地方志に記載される庵の

記録よりみた明清仏教……………桂華 淳祥

——浙江地方を中心に——

目録 学考……………村松 法文

平成六年度 修士・卒業論文題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

他者の欲望……………番場 寛

——ジャック・ラカンの欲望の理論——

大谷学報 第七十五卷 第二号

「満洲文学」の一側面……………李 青

——梁山丁の『緑の谷』を通して——

李華の釈教碑について……………佐藤 義寛

平成六年度 寄贈交換誌目録

彙報

バスク語が示唆する

動詞機能について……………杉山 朱実

——「焦点」と「左方転位」——

アメリカに渡った清沢満之の精神……………樋口 章信

——野口善四郎参加の 1893 Chicago

World Parliament of Religions をとおして——

付着漢類の現存量による

河川の評価……………日下部有信

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

A Study of the Awareness on the Life and
Death in University Students*SETO Susumu* (1)

Résumés of Papers presented at the Public Lecture in the Spring of 1995

Mind-body-correlation and Intersubjectivity*KIMURA Bin* (48)

On the Problem of Religious Subject
in Shinran*ONO Renmyō* (40)
—The Self-realization of Dharmākara Bodhisattva—

The Clear Evidence of Revealing
the True Teaching*ICHIRAKU Makoto* (28)

The Trace of Onmyo-Soothsayer on
Modern Ages*KIBA Akeshi* (14)

On *Upāya**MITUGIRI Jikai* (1)
—On the Doctrine of the Two Kinds of
Knowledge Hui-chün—

Miscellaneous:

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の学術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

- 一、季刊「大谷学報」の発行
- 二、「大谷大学研究年報」の発行
- 三、研究会及び公開講演会の開催
- 四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教養職員及び学生をもって会員とする。
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

- 第五条 本会に左の役員を置く。
- 一、会長
 - 二、委員
 - 三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は貳千円とする。
第一一条 1、本会の経費は会費をもってこれに当てる。
2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十二条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

3、平成五年四月一日一部改正
〈大谷学会委員〉

荒井とみよ 安藤 文雄

一色 順心 木場 明志

佐賀枝夏文 須藤 訓任

延塚 知道 松村 尚子

村瀬 順子 R・F・ローズ

平成八年一月三十一日発行

大谷学会

編集兼 藤 島 建 樹

発行者 大 谷 学 会

発行所 千六〇三 京都市北区小山上総町

大谷大学内

電話 (〇七五) 四二一一八一五八(直)

振替 〇一〇四〇一七一八三九三番

印刷者 西 村 明